

## 就職・退職・進学したら手続きを

問市民・税務課（市役所1階）☎88-8102



## 進学で他の市町村へ住民票を異動したとき（遠隔地被保険者証の交付）

次のもをお持ちのうえ、市役所で国民健康保険のお手続きをお願いします。

## 国民健康保険

□国民健康保険証

□在学証明書（令和3年4月以降のもの）



## 國民年金

問市民・税務課（市役所1階）☎88-8102



## 国民年金保険料は前納がお得

問市民・税務課（市役所1階）☎88-8102



また、任意の月から当年度（または翌年度）の3月分まで前納する事も可能です。（要申込）

## 令和3年度の国民年金保険料

1万6610円（月額）

4月上旬に納付書発送

国民年金保険料は、前納（まとめて前払い）すると割り引きがあります。

金融機関やコンビニエンスストアなどでお支払いください。

上旬に日本年金機構より発送されます。

ただし、納付額が30万円を超える場合、コンビニエンスストアでの納付はできませんので、金融機関などで納付ください。

前納期間▼	6か月分（4月分～9月分）、1年分、2年分
納付期限▼	4月末日

	前納での納付額	割引額
1か月分(通常)	1万6,610円	－
6か月分前納	9万8,850円	810円
1年分前納	19万5,780円	3,540円
2年分前納	38万3,810円	1万4,590円

※令和4年度保険料額は月額1万6590円です

※□座振替・クレジットカード納付による4月分からの前納（6か月分・1年分・2年分）の新規申込みは2月末日で終了しました

※□座振替・クレジットカード納付による4月分からの前納（6か月分・1年分・2年分）の新規申込みは2月末日で終了しました

- 資格喪失連絡票（会社などの健康保険を喪失したことを証明するもの）
- 年金手帳（60歳未満でお持ちの方）
- 本人確認のできるもの（運転免許証など）
- 本人確認のできるもの（運転免許証など）
- 資格喪失連絡票（会社などの健康保険を喪失したことを証明するもの）
- 年金手帳（60歳未満でお持ちの方）
- 本人確認のできるもの（運転免許証など）
- 本人確認のできるもの（運転免許証など）

## 国保を脱退するとき

## (就職した場合など)

◆

※修学や退学により学生である期間が変更となる場合は、有効期限を変更する手続きが必要です。

◆

※

勝山市国保の資格がなくなつたに

もかかわらず、勝山市国保の保険証

を使用して医療機関などで受診し

た場合は、勝山市が医療機関などへ

支払った医療費の給付分を返還い

ただくことになります。これは、新

たに加入した医療保険（職場の健

康保険・他市の国民健康保険等）で負

担すべき医療費を勝山市が負担し

ているためです。

## 社会保険への加入や転出により

勝山市国保の資格がなくなつたに

もかかわらず、勝山市国保の保険証

を使用して医療機関などで受診し

た場合は、勝山市が医療機関などへ

支払った医療費の給付分を返還い

ただくことになります。これは、新

たに加入した医療保険（職場の健

康保険・他市の国民健康保険等）で負

担すべき医療費を勝山市が負担し

ているためです。

## 社会保険への加入や転出により

勝山市国保の資格がなくなつたに

もかかわらず、勝山市国保の保険証

を使用して医療機関などで受診し

た場合は、勝山市が医療機関などへ

支払った医療費の給付分を返還い

ただくことになります。これは、新

たに加入した医療保険（職場の健

康保険・他市の国民健康保険等）で負

担すべき医療費を勝山市が負担し

ているためです。

## 社会保険への加入や転出により

勝山市国保の資格がなくなつたに

もかかわらず、勝山市国保の保険証

を使用して医療機関などで受診し

た場合は、勝山市が医療機関などへ

支払った医療費の給付分を返還い

ただくことになります。これは、新

たに加入した医療保険（職場の健

康保険・他市の国民健康保険等）で負

担すべき医療費を勝山市が負担し

ているためです。

## 社会保険への加入や転出により

勝山市国保の資格がなくなつたに

もかかわらず、勝山市国保の保険証

を使用して医療機関などで受診し

た場合は、勝山市が医療機関などへ

支払った医療費の給付分を返還い

ただくことになります。これは、新

たに加入した医療保険（職場の健

康保険・他市の国民健康保険等）で負

担すべき医療費を勝山市が負担し

ているためです。

## 社会保険への加入や転出により

勝山市国保の資格がなくなつたに

もかかわらず、勝山市国保の保険証

を使用して医療機関などで受診し

た場合は、勝山市が医療機関などへ

支払った医療費の給付分を返還い

ただくことになります。これは、新

たに加入した医療保険（職場の健

康保険・他市の国民健康保険等）で負

担すべき医療費を勝山市が負担し

ているためです。

## 社会保険への加入や転出により

勝山市国保の資格がなくなつたに

もかかわらず、勝山市国保の保険証

を使用して医療機関などで受診し

た場合は、勝山市が医療機関などへ

支払った医療費の給付分を返還い

ただくことになります。これは、新

たに加入した医療保険（職場の健

康保険・他市の国民健康保険等）で負

担すべき医療費を勝山市が負担し

ているためです。

## 社会保険への加入や転出により

勝山市国保の資格がなくなつたに

もかかわらず、勝山市国保の保険証

を使用して医療機関などで受診し

た場合は、勝山市が医療機関などへ

支払った医療費の給付分を返還い

ただくことになります。これは、新

たに加入した医療保険（職場の健

康保険・他市の国民健康保険等）で負

担すべき医療費を勝山市が負担し

ているためです。

## 社会保険への加入や転出により

勝山市国保の資格がなくなつたに

もかかわらず、勝山市国保の保険証

を使用して医療機関などで受診し

た場合は、勝山市が医療機関などへ

支払った医療費の給付分を返還い

ただくことになります。これは、新

たに加入した医療保険（職場の健

康保険・他市の国民健康保険等）で負

担すべき医療費を勝山市が負担し

ているためです。

## 社会保険への加入や転出により

勝山市国保の資格がなくなつたに

もかかわらず、勝山市国保の保険証

を使用して医療機関などで受診し

た場合は、勝山市が医療機関などへ

支払った医療費の給付分を返還い

ただくことになります。これは、新

たに加入した医療保険（職場の健

康保険・他市の国民健康保険等）で負

担すべき医療費を勝山市が負担し

ているためです。

## 社会保険への加入や転出により

勝山市国保の資格がなくなつたに

もかかわらず、勝山市国保の保険証

を使用して医療機関などで受診し

た場合は、勝山市が医療機関などへ

支払った医療費の給付分を返還い

ただくことになります。これは、新

たに加入した医療保険（職場の健

康保険・他市の国民健康保険等）で負

担すべき医療費を勝山市が負担し

ているためです。

## 社会保険への加入や転出により

勝山市国保の資格がなくなつたに

もかかわらず、勝山市国保の保険証

を使用して医療機関などで受診し

た場合は、勝山市が医療機関などへ

支払った医療費の給付分を返還い

ただくことになります。これは、新

たに加入した医療保険（職場の健

康保険・他市の国民健康